

補助対象事業

市内に所在する店舗で次に掲げる要件を全て満たすクリーンエネルギー自動車を自ら使用するために購入する事業とする。

①令和6年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に規定する補助対象車両であること。

②使用の本拠の位置が本市の区域に属するものであること

(原動機付自転車(交付規程第3条第2号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。))にあつては、本市が標識を発行しているものであること。)

補助対象者

次に掲げる要件を全て満たすものとする

- ・関市の住民基本台帳に記録されていること
- ・国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付の決定を受けていること
- ・市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他市に納付すべき歳入金を滞納していないこと

補助額

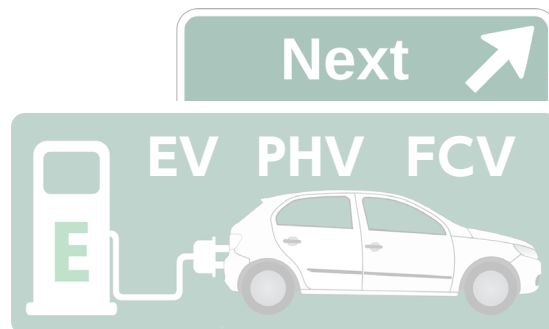
次に掲げるクリーンエネルギー自動車の区分に応じた額とする。

- ① 5万円
- ② 1万円
- ③ 5千円

※1人1台につき1回を限度とする。

申請期限

国の補助金交付決定を受けた日から60日を経過する日又は補助事業に係るクリーンエネルギー自動車の初度登録年月、初度検査年月若しくは初めて標識の交付を受けた年月日(原動機付自転車に限る。)が属する年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

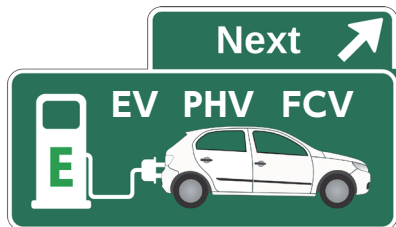


補助金の手続きの流れ



必要な書類等は
市ホームページでご確認ください。
<https://www.city.seki.lg.jp/0000021750.html>

お問合せ先
関市(市民環境部環境課)
TEL: 0575-23-7702



関市脱炭素関連補助金

クリーンエネルギー 自動車購入補助

申請受付 **2月末日**まで

※申請総額が予算上限に達した段階で、受付を終了する場合があります。

クリーンエネルギー自動車で

快適



低燃費

クリーンエネルギー自動車とは、国のC E V補助金（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）の補助対象となっている、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいいます。

最大

5万円

乗るだけ脱炭素
移動をエコ



※この画像はAIで作成しています。

お問合せ：関市 市民環境部 環境課 0575-23-7702

手続きは裏面をご覧ください。